

川崎市税公告第57号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、
居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地
方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例
（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。
なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年4月25日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）